平成３０年（フ）第１７号
香川県高松市牟礼町原883番地16、住民票上の住所香川県高松市仏生山町乙111番地２
プレアール仏生山Ⅰ―203号
債務者　川越　典子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
福岡県大牟田市大字櫟野3214番地４　東谷市営住宅11棟21号
債務者　影山　紀夫
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第１０２号
長崎県長崎市西海町1753番地２　ビレッジハウス琴海２号棟403号室、旧住所長崎県長崎市松崎町1210番地５
債務者　赤島　英美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＦ―304
債務者　明時絵美子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
鹿児島県志布志市志布志町帖5822番地７
債務者　中原　晴子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
鹿児島県曽於市大隅町大谷1112番地２
債務者　谷口　　亨
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
鹿児島県曽於市大隅町大谷1112番地２
債務者　谷口　久美
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
北海道苫小牧市双葉町１丁目17番２号　苫進ハイツＢ棟201
債務者　三上　瑠美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第６４号
北海道苫小牧市拓勇東町２丁目18番２号　ブルッフラ202号
債務者　中村　達人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第６６号
北海道苫小牧市住吉町１丁目３番３―402号
債務者　玉島　靖子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３９号
青森県八戸市大字新井田字西平33番地21
債務者　納谷　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第９号
秋田県大館市字鉄砲場79番地４
債務者　佐々木敬志
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第１０９号
山梨県甲州市勝沼町菱山4999番地１　グランステージ勝沼403号、前住所山梨県甲州市塩山下於曽401番地
債務者　樋口　弘二
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
山梨県甲府市徳行３丁目８番27号　ハイツ21―203号
債務者　池田　康雄
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
山梨県甲府市大里町3672番地３　レザン大里101、前住所山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2713番地　グランドオーシャンⅡ203号
債務者　藤巻　　正
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
山梨県甲斐市竜王新町11番地４　メイプルハウス竜王205、前住所山梨県甲府市塩部２丁目３番13号
債務者　**柳**澤　茂樹
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係